

(平成24年5月9日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認富山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

- | | |
|-------------------------------|-----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 4 件 |
| 厚生年金関係 | 4 件 |

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録及びB社（現在は、C社）D工場における資格取得日に係る記録を昭和52年3月22日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年3月15日から同年4月16日まで
昭和45年3月にB社に入社し、同社D工場で勤務していた。47年10月にグループ会社のA社に出向し、52年3月にB社D工場に戻った。
申立期間についても継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社から提出された人事記録、同社からの回答及び雇用保険の記録により、申立人は、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和52年3月22日にA社からB社D工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和52年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、12万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「厚生年金保険記録の欠落は、転任時の会社手続の誤りと思われる。」と回答していることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和52年3月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間②のうち、平成20年4月から同年8月までの期間について、申立人は、その主張する標準報酬月額（50万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を50万円に訂正することが必要である。

また、申立期間②のうち、平成20年9月について、申立人の標準報酬月額の記録は、事後訂正の結果50万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、訂正前の30万円とされているが、申立人は、当該期間において47万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、当該期間の標準報酬月額に係る記録を47万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間②に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成13年3月15日から同年10月1日まで
② 平成20年4月1日から同年10月1日まで

オンライン記録では、申立期間①の標準報酬月額は41万円、申立期間②の標準報酬月額は30万円と記録されているが、どちらの期間も給与支給額は50万円であった。平成13年のA銀行B支店の預金取引明細表や20年の給与明細書等の写しを提出するので標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②のうち、平成20年4月から同年8月までの期間については、申立人から提出された給与明細書及びC社から提出された申立人に係る平成20年度の賃金台帳（以下「給与明細書等」という。）により、申立人は、当該期間において、その主張する標準報酬月額（50万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

2 申立期間②のうち、平成20年9月については、オンライン記録によれば、

申立人の標準報酬月額は、当初、30万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の22年11月に30万円から50万円に訂正されているところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額ではなく、当初記録されていた標準報酬月額とされている。

しかし、上記の給与明細書等により、申立人は、当該期間において、当初記録されていた標準報酬月額より高い標準報酬月額に基づく保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、上記の給与明細書等で確認できる厚生年金保険料控除額から、47万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立期間②の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、「申立人の給与から国の記録と異なる標準報酬月額に対する厚生年金保険料を控除した。」として、当該期間当時に申立てどおりの届出を行っていなかったことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

3 申立期間①について、雇用保険の記録により、申立人のC社における初回の賃金額は、オンライン記録の標準報酬月額を上回る額であったことがうかがえる。

しかしながら、C社は、申立期間①に係る賃金台帳等の資料を保管していないことから、申立人の当該期間に係る給与額及び厚生年金保険料の控除額について確認できない。

また、申立人から提出されたA銀行B支店の預金取引明細表によると、申立人に対し平成13年5月から同年8月まで、毎月月末に給与振込があったことは確認できるものの、当該明細表のみでは、当該給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できない。

さらに、オンライン記録でも、申立人の標準報酬月額が遡って訂正された形跡も見当たらない。

このほか、申立期間①について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和45年1月5日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年12月31日から45年1月5日まで
昭和44年8月にA社(本社)へ入社し、45年1月から同社B工場で勤務することになった。

A社から同社B工場へ異動しただけなのに、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、A社B工場から提出された失業保険被保険者転入届受理通知書、同社(本社)及び同社B工場からの回答により、申立人は、申立期間において同社に継続して勤務し(昭和45年1月5日に同社(本社)から同社B工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和44年11月の社会保険事務所(当時)の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、関連資料が無いため不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格喪失日に係る記録を昭和42年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年7月31日から同年8月1日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入状況について確認したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。

申立期間もA社に継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の厚生年金保険被保険者記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びB社からの回答により、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和42年8月1日に同社C工場から同社D工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C工場における昭和42年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の被保険者資格の喪失日を誤って届け出た旨回答していることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和42年7月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。